

食品栄養成分表示Q & A

食品表示法の改正に伴い義務化された栄養成分表示は、食品加工に取り組む障害福祉事業所にとって避けて通れない課題です。

ここでは、2017年11月29日に開催した『食品加工に取り組む障害者福祉事業所のための栄養成分表示（食品表示法）に関する研修会』での参加者からの質問についての回答を一部掲載しました。

いずれも日々の活動の中で、よく直面する事柄です。是非、多くの皆さまに共有していただき、問題解決に当たっていただくことを願います。

Q1 廃棄率も重量変化率も考慮しなければならない場合の計算順、計算方法を具体的に教えて下さい。

A1 まず、廃棄前の重量から廃棄率を考慮して廃棄後の重量を計算します。そして、廃棄後の重量に重量変化率をかけた値を調理後重量として栄養計算に用います。

廃棄率(A%)、重量変化率(B%)とすると

廃棄後の重量(Xg) = 廃棄前の重量(○○g) × (100 - 廃棄率(A)) ÷ 100

調理後の重量(Zg) = 廃棄後の重量(Xg) × 重量変化率(B) ÷ 100

➡ Zgが栄養計算に使用する調理後重量の値となります。

Q2 弊事業者は消費税の非課税事業者の為、栄養成分表示の省略が認められるとのことですが、下記の場合も省略が可能ですか。

①委託販売の場合 (exp. 振興センター様委託)

②合同販売の場合 (exp. F市役所障害福祉課が参画し、F市役所内で販売する場合)

③委託販売の場合 (exp. 小学校のバザーでPTAへシフォンケーキを300個卸した場合)

A2 上記①、②について、栄養成分表示の省略が認められるかどうかは、所有権がどこにあるかで判断することになります。販売を委託しても商品の所有権が貴事業者にあるままの場合は省略が認められますが、所有権が委託販売先に移る(商品を卸す)場合は、委託販売先が省略可能な事業者に該当するかどうか判断する必要があります。

なお、食品関連事業者以外の販売者(小学校のバザーで袋詰めのコッキーを販売する保護者や、町内会の祭りで瓶詰のジャムを販売する町内会の役員等)が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、栄養成分表示は不要なため、③のようなバザーでPTAに卸した場合は、省略可能と考えます。しかし、栄養成分表示をする場合は基準に合うように表示する必要があります。また、栄養成分表示は不要でも、名称、保存方法、期限表示、アレルギーなど表示が必要な事項もあります。食品関連事業者以外の販売者が販売する際に必要な表示事項は食品表示基準第15条を参照してください。

Q3 社会福祉法人就労継続B型の一部の事業で、弁当惣菜業、菓子製造業を行っておりますが、法人全体の運営で、非課税事業者に該当するか、B型の一部の事業で該当するのか。又は、中小企業基本法の小規模企業者に該当するのか良くわかりません。

A3 非課税事業者に該当するかどうかは、全事業の売上げで判断することとされています。(食品表示基準Q & A (加工-171))

また、中小企業基本法上の小規模企業者は、常時使用する従業員(労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」)の数が20人(商業又はサービス業に

属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者となっています。

Q4 調理の途中、食品の状態が変わったときの計算は可能か。

きゅうり、らっきょう→塩漬け→塩抜き→調味漬け

A4 塩抜き工程で廃棄する塩水等の成分(塩分濃度)や量が確認できれば、製造工程上の増減を加味して計算により算出することも不可能ではないと考えますが、合理的な根拠を示すことが困難な場合は、分析による参照値等による表示が必要です。

Q5 食品成分表にのっていない可食部以外の食材を使用した時はどうしたらよいか。(マーマレードなど)

A5 使用できるデータベースがない場合、材料をデータベースの栄養成分含量が利用可能なものに限定するか、分析に基づく参照値を表示してください。

なお、マーマレードなど食品成分表に成分値が掲載された食品については、原材料、調理方法等が類似している場合、参照することができます。

Q6 糖質又は食物繊維のいずれかを表示するときは、両方というのは、糖質、糖類、食物繊維の3つを表示するというのでしょうか。

A6 炭水化物、糖質、食物繊維の3つを表示する必要があります。このとき、糖質、食物繊維は炭水化物の内訳であることがわかるように、食品表示基準別記様式三に沿って表示する必要があります。なお、糖類は炭水化物の内訳として単独で表示することができ、糖質、食物繊維を表示したからと言って、糖類も表示しなければならないものではありません。

Q7 栄養成分表示の省略が認められているもの⑤ア課税売上高1000万円以下とありますが、これはどこまでを入れるのでしょうか。当事業所としては、1000万円に満たないが、法人全体だと1000万円の課税事業者になる。但し食品加工は当事業所でしか行っていない場合。

A7 非課税事業者に該当するかどうかは、全事業の売上げで判断することとされています(食品表示基準Q&A(加工-171))。そのため、食品加工の事業を個人ではなく法人として行っている場合は、当該法人の行う全事業の売上げで判断することになります。

Q8 栄養成分表示の省略について、当事業所では週替り弁当を販売しているため、省略が適用されるか。

A8 省略できる食品の1つに「極めて短い期間で原材料が変更される食品」があり、日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合に適用されます。しかし、日替わりメニューでもサイクルメニューは適用されないため、4日以上同一メニューを使用する場合やサイクルメニューとなっている場合は、省略ができません。

Q9 日替わり弁当であれば、H32.4の適用以後も(火・金に毎回メニューが変わります。)成分表示の義務はないという理解で良いのでしょうか。

A9 国の基準改正が行われなければ、平成32年4月以降も、日替わり弁当(サイクルメニューを除く。)等、レシピが3日以内に変更される場合には、「極めて短い期間で原材料が変更される食品」として栄養成分表示を省略することができます。